

【協議第55号】

社会教育事業について（協定項目24 - 25）

社会教育事業について、次のとおり提案する。

平成20年3月26日提出

真岡市・二宮町合併協議会
会長 福田武隼

- 1 公民館等については、次のとおりとする。
 - (1) 真岡市公民館等の管理運営については、現行のとおりとし、二宮町の公民館等については、合併時に真岡市の制度を基準に再編する。
 - (2) 公民館各種講座（教室）については、合併時は現行のとおりとし、合併の翌年度に真岡市の制度を基準に再編する。
 - (3) 真岡市公民館真岡西分館図書室の管理運営については、現行のとおりとし、二宮公民館図書室については、合併時までに調整する。
- 2 真岡市立図書館の管理運営については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 3 二宮町青少年野外活動施設の管理運営については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 4 二宮・鬼怒川水辺プラザ整備事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

なお、具体的な整備計画については、新市において検討する。
- 5 成人式については、真岡市民会館で実施することとし、開催方法等については、新市において速やかに調整する。

【協議第55号】

協 議 事 項	2 4 各種事務事業の取扱い	関 係 項 目	2 4 - 2 5 社会教育事業
調整の内容	<p>1 公民館等については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 真岡市公民館等の管理運営については、現行のとおりとし、二宮町の公民館等については、合併時に真岡市の制度を基準に再編する。</p> <p>(2) 公民館各種講座(教室)については、合併時は現行のとおりとし、合併の翌年度に真岡市の制度を基準に再編する。</p> <p>(3) 真岡市公民館真岡西分館図書室の管理運営については、現行のとおりとし、二宮公民館図書室については、合併時まで調整する。</p> <p>2 真岡市立図書館の管理運営については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>3 二宮町青少年野外活動施設の管理運営については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>4 二宮・鬼怒川水辺プラザ整備事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 なお、具体的な整備計画については、新市において検討する。</p> <p>5 成人式については、真岡市民会館で実施することとし、開催方法等については、新市において速やかに調整する。</p>		

項目(区分)	現 況		具体的な調整内容
	真 岡 市	二 宮 町	
公民館等の管理運営	<p>公民館等</p> <p>【目的】</p> <p>公民館は、地域住民のために、実際の生活に即した教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り生活文化の振興・社会福祉の増進に寄与することを目的とする。</p>	<p>公民館等</p> <p>【目的】</p> <p>公民館は、地域住民のために、実際の生活に即した教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り生活文化の振興・社会福祉の増進に寄与することを目的とする。</p>	<p>真岡市公民館等の管理運営については、現行のとおりとし、二宮町の公民館等については、合併時に真岡市の制度を基準に再編する。</p>

項目(区分)	現 況		具体的な調整内容
	真 岡 市	二 宮 町	
	<p>【施設】 真岡市公民館 真岡市公民館真岡西分館 真岡市公民館山前分館 真岡市公民館大内分館 真岡市公民館中村分館 真岡市青年女性会館</p> <p>【使用申請】 所定の申請書に必要事項を記入し、直接申請者が公民館に来館し申し込む。</p> <p>【使用料の徴収】 ・使用許可と同時に使用料を徴収する。 ・市の指定金融機関への振込みの納入も可</p> <p>【休館日】 ・特に休館日は定めていない。 ・年末年始・第3日曜日(家庭の日)は、特別な理由がない限り公民館は貸し出さない。</p>	<p>【施設】 二宮公民館(中央公民館) 二宮公民館久下田分館(久下田地区) 二宮公民館長沼分館(長沼地区) 二宮町勤労者研修センター(物部地区)</p> <p>【使用申請】 所定の申請書に必要事項を記入し、直接申請者が公民館に来館し申し込む。</p> <p>【使用料の徴収】 ・使用終了後速やかに使用料を徴収する。 ・ただし、分館については、使用許可の際に使用料を徴収する。</p> <p>【休館日】 ・特に休館日は定めていない。 ・年末年始・祝日は、特別な理由がない限り公民館は貸し出さない。</p>	
公民館各種講座(教室)	<p>女性学級 家庭教育学級(5地区5学級) 子育て学級 思春期学級</p> <p>市民講座(37講座) 中国語講座、実年男ゼミなど 講座終了後は同じ講座は原則受講できない。 市民セミナー 市民企画講座</p>	<p>家庭教育学級(1地区2学級) 子育て学級 思春期学級</p> <p>趣味と教養の講座(4講座) コナガ-デ-ニング教室、郷土料理教室など 2年間は同じ講座を受講できる。</p> <p>いきいき大学教養コース 出前講座(学びの宅急便) スマイルカレッジ実技コース(4教室) 生花教室、短歌教室など</p>	<p>合併時は現行のとおりとし、合併の翌年度に真岡市の制度を基準に再編する。</p>

項目(区分)	現 況		具体的な調整内容
	真 岡 市	二 宮 町	
公民館図書 室管理運営	<p>真岡市公民館真岡西分館図書室</p> <p>【業務内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸出・返却 ・利用者登録 ・蔵書管理 ・図書館との相互貸借 <p>【休室日】毎週日・月曜、祝日、年末年始</p> <p>【開室時間】9：00～17：00</p> <p>【利用資格】</p> <p>市内居住、在勤、在学、その他（広域協定）</p> <p>【資料貸出】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・期間：14日以内 ・図書：10冊以内、雑誌5冊以内 ・視聴覚資料：各2点以内 <p>（ビデオソフト・DVD・CD・カセット等）</p>	<p>二宮公民館図書室</p> <p>【業務内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸出・返却 ・利用者登録 ・蔵書管理 <p>【休室日】毎週月曜、祝日、年末年始</p> <p>【開室時間】9：00～16：30</p> <p>【利用資格】</p> <p>町内居住、在勤、在学、その他（広域協定）</p> <p>【資料貸出】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・期間：14日以内 ・図書・雑誌・視聴覚資料（ビデオソフト） <p style="text-align: right;">：5点以内</p>	<p>真岡市公民館真岡西分館図書室の管理運営については、現行のとおりとし、二宮公民館図書室については、合併時まで調整する。</p>
図書館管理 運営	<p>真岡市立図書館</p> <p>【開館日】</p> <p>火曜日から金曜日：9：00～19：00</p> <p>土曜日・日曜日：9：00～18：00</p> <p>【休館日】</p> <p>毎週月曜日、毎月末日、祝日、年末年始、特別整理期間</p> <p>【利用資格】</p> <p>市内居住、在勤、在学、その他（広域協定）</p> <p>【資料貸出】</p> <p>期間：14日以内</p> <p>図書：10冊以内、雑誌：5冊以内</p> <p>視聴覚資料：各2点以内</p> <p>（ビデオソフト、DVD、CD、カセット等）</p>	未実施	<p>現行のとおり新市に引き継ぐ。</p>

項目(区分)	現 況		具体的な調整内容
	真 岡 市	二 宮 町	
二宮町青少年野外活動施設管理運営	未実施	<p>にのみや野外活動センター</p> <p>【目的】 青少年が日常生活では味わいにくい経験を屋外に出て体験することで、「環境保全・環境問題への取り組み」、「望ましい集団生活」、「人との触れ合いの大切さ」、「自然を慈しむ心」等を醸成し、併せて地域のコミュニティ形成に關与できる「青少年野外活動」の場を提供すること目的とする。</p> <p>【施設概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然観察池、・展望広場 ・テントサイト：10区画 ・バーベキュー炉：10炉 ・炊事棟：1棟 ・管理棟：1棟 	<p>現行のとおり新市に引き継ぐ。</p>
二宮・鬼怒川水辺プラザ整備事業	未実施	<p>【目的】 水辺プラザ事業は、国土交通省が市町村にある水辺の魅力を最大に引き出す整備により、そこを訪れたいくなるような、地域交流の拠点となる「にぎわいのある水辺」を創出するため、市町村の行う河川、溪流沿いの交流拠点整備と一体・連携して河川整備を実施する。</p> <p>【整備の概要】 水辺を身近に感じることでできる場としての活用を図るべく、未整備の高水敷を利用した親水公園の整備を行う。 全体面積：約9.2ヘクタール</p> <p>【全体計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・18年度～21年度（国土交通省） 水辺広場基盤整備、親水護岸工等 ・22年度（二宮町） 四阿（あずまや）、ベンチ、駐車場の整備など 	<p>現行のとおり新市に引き継ぐ。 なお、具体的な整備計画については、新市において検討する。</p>

項目(区分)	現 況		具体的な調整内容
	真 岡 市	二 宮 町	
成人式	<p>【目的】 大人の仲間入りをする成人者が、立派な社会人として成長することを願って祝い励ますことを目的とする。</p> <p>【実施日】 成人の日の前日(1月の第2日曜日)</p> <p>【会場】 真岡市民会館</p> <p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者への案内状送付 ・新成人の感想文募集と審査 ・記念品、記念誌の配布と記念式典 ・記念撮影の実施 	<p>【目的】 新成人者として、激励を受け様々な権利を持ち社会の一員としての役割を担うという自覚を喚起するために実施する。</p> <p>【実施日】 成人の日の前日(1月の第2日曜日)</p> <p>【会場】 二宮町民会館</p> <p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新成人者で実行委員会を組織し、式典、アトラクションの内容、町への記念品寄贈検討等の企画・立案を行う。 ・記念品、記念誌の配布と記念式典 ・記念写真の撮影 	<p>成人式については、真岡市民会館で実施することとし、開催方法等については、新市において速やかに調整する。</p>